

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名) 建築開発課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会 の開催 の有無	備考
建築行政共用データベースシステム利用契約	平成31年4月1日	一般財団法人建築行政情報センター	2,437,512	2,437,512	建築行政共用データベースシステムを「一般財団法人建築行政情報センター」より導入しているため、システムに精通しており、競争入札に適さない契約であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	
松阪市開発許可システム導入業務委託	令和元年7月24日	富士通株式会社三重支店	3,960,000	3,960,000	本業務委託は、三重県が運用している開発許可システムを松阪市向けに変更(カスタマイズ)し、導入を行うものである。この開発許可システムは、開発許可等の許認可業務を実施するために必要な事務作業を支援するシステムである。 本市が開発許可等の許認可業務を実施するにあたり、市民等からの相談に対する迅速な対応、業務の効率化や事務処理ミスの防止のため、許認可データを電子化し、開発許可申請と関連する複数の申請や届を関連付けした上で移譲前の許認可データと一元的に管理し、運用できるシステムが必要である。そのため、システムには主に情報管理機能及び帳票出力機能を実装する必要がある。 三重県が運用している開発許可システムは、これらの機能を実装したものであり、平成16年12月から現在まで運用されてきた三重県の運用実績から信頼性が高いシステムである。松阪市が導入する場合、若干のカスタマイズで運用することができ、移譲前の許認可データを比較的容易に移行することができ、移譲前の許認可データを比較的容易に移行することが可能である。また、職員によるシステム開発は高い専門性が必要となり、システムの維持管理が煩雑になる恐れがある。よって、三重県が運用している開発許可システムを松阪市向けにカスタマイズし、導入を行う。 三重県が運用している開発許可システムを基に、松阪市版にカスタマイズする本開発業務はプログラムの著作権を有する富士通株式会社でしか行うことができない。なお、三重県が著作権を保有している部分を松阪市がカスタマイズすることについては、三重県の承諾を得ている。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、富士通株式会社三重支店と随意契約した。	無	
松阪市開発登録簿電子化業務	令和元年8月2日	株式会社パスコ三重支店	4,400,000	4,400,000	本業務委託は、今後の開発許可等に関する窓口対応の円滑化及び権限移譲後の的確な許認可業務の遂行を目的として、松阪市統合型GISシステム上で開発許可等の情報の閲覧表示、追加・修正登録が可能となるように、開発許可等の位置データを追加して松阪市統合型GISシステム上に表示し、開発許可等の属性情報を付与するとともに、開発登録簿を電子化し、開発許可の属性情報と関連付けをするものである。 本市で窓口対応等を行うにあたっては、開発許可等の情報とともに、都市計画図、航空写真、地番図及び道路情報等の関係各課が保有する情報が必要であり、これらの情報を共有する仕組みを持ち、データ移行等を要しない松阪市統合型GISシステムで運用することにより、効率的で円滑な窓口対応が可能となる。 松阪市統合型GISシステムは、(株)パスコ三重支店の独自技術、著作権等により構築されている。他業者による場合には、その業者が扱えるデータ形式を元にして松阪市統合型GISシステムにデータ移行する必要がある、移行に伴って既存のシステムに障害が生じるおそれがある。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により、(株)パスコ三重支店と随意契約した。	無	

松阪市指定道路等台帳整備補正業務委託	令和元年11月22日	株式会社パスコ三重支店	1,791,000	1,683,000	指定道路台帳は、国土交通省の定めた書式であり、指定道路調書及び指定道路図で構成されているが、これらを作成する地理情報システムのプログラム、データ入力方式等は業者が独自に開発したもので互換性はなく、平成22年度以降、既に整備された情報をベースとして、追録・変更・削除等の作業を積み重ねることとなる。 「松阪市統合型GIS」は、平成13年度に(株)パスコが著作権を有するシステムを導入しており、(株)パスコ以外の業者が業務を実施する場合は、様々なリスク(他業者では地理情報システムを新規に導入するか、既存のデータを一旦その業者が扱えるデータ形式に変換した上で作業をする必要がある。そして、(株)パスコにサポートを得て「松阪市統合型GIS」にセットアップする必要がある。)が生じることになり、また、余計な工期と多大な経費(諸経費が業務ごとの比率となる。)がかかるなど、松阪市の負担が大きくなることが考えられる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により、(株)パスコ三重支店と随意契約した。	無	
松阪市アスベスト調査台帳整備業務委託	令和元年7月17日	一般財団法人建築行政情報センター	22,133,100	19,800,000	国土交通省より発出された「民間建築物における今後のアスベスト対策について」(平成29年6月22日付け国住指第810号)において、「特定行政庁においては、アスベスト調査台帳の整備を積極的に進めるとともに、アスベスト調査台帳に掲載された建築物について調査・除去等の対策の推進に努められたい。」とされている。 今回の業務は、平成29年度の業務委託により整備した建築確認電子台帳及び現在利用しているシステム(共用DB及び建築地図情報システム)を利用して整備を行うものであるため、当該システムの提供者である「一般財団法人建築行政情報センター」と契約する以外目的を達成できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号)	無	